



# 白井市除染実施計画

平成25年1月

【第2版】

白 井 市

# 目次

<b>I はじめに</b>	<b>1</b>
1. 白井市内の放射性物質	1
2. 今後の見通し	2
3. 除染の必要性	3
<b>II 除染実施計画</b>	<b>7</b>
1. 基本方針	7
2. 計画期間	7
3. 除染対象区域の設定	7
4. 除染等措置の実施者	16
5. 優先対象	16
6. 除染等の措置の着手および完了予定時期	17
7. 除染の具体的な措置等	18
8. 除染の措置に伴う除去土壌等の対処	23
<b>III 計画を推進するために</b>	<b>24</b>
1. 市民・事業者などによる除染等の措置との連携および活動支援	24
2. 放射線量低減対策マニュアルの作成	25
3. 国・県等との連携	25
4. 除染等措置の費用負担	25
5. 計画の進行管理	25
<b>■ 資料編</b>	<b>27</b>

# 安心して暮らせる白井の環境を再び取り戻すために

平成23年3月11日、突如、東日本を襲った未曾有の大地震は、東北地方をはじめ千葉県にも大きな被害をもたらし、死者・行方不明者約2万人の犠牲者を出すとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故を引き起こしました。

震災から1年を経てもなお、原発から放出された放射能は姿の見えない災害として、市民に大きな不安を与え続けています。

放射能災害は本来、国と東京電力が主体に対処すべき問題ですが、しかしながら一日も早く市民の皆さんの不安を解消し、市の豊かな自然や里山を守り、水と緑に囲まれた美しいまちを未来へ残すためには、除染等の措置を国や県、各専門機関などと連携し、速やかにかつ効率的、効果的に進めていく必要があります。

市では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく汚染状況重点調査地域の指定を受け、国や県、関係機関と協議・調整し、「白井市除染実施計画」を策定しました。

本計画では、子どもへの影響低減策を優先的に実施していくという基本姿勢のもとに、市独自の基準により、保育園、幼稚園、小・中学校については、空間放射線量が地表から5センチメートルで毎時0.23マイクロシーベルト未満を目指し除染事業を進めていくこととしたほか、住宅についても所有者等のご協力を得ながら市が実施主体となり進めていくことを明記しました。実効性のある効果的な計画を策定することができたと考えています。

本計画に沿い、除染事業を早急に効率的に進めるには、市だけでなく、市民やボランティア、事業者の皆さんのご理解とご協力が不可欠であり、連携、協力して進めていくこととしています。

また、これらの活動を通して、さらに協働のまちづくりを進めていきます。

子どもたちから高齢者まで安心して暮らせる白井の環境を再び取り戻すため、本計画推進にご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年4月

白井市長 **伊澤史夫**

# I はじめに

## 1. 白井市内の放射性物質

### (1) 放射線量と経過

福島第一原子力発電所での事故後、放射性物質を含んだ雲が、風により運ばれ、白井市の上空を通過し、その時の雨とともに放射性物質が地上に降り注ぎ\*地表面に沈着または滞留していると思われます。

このため、地表面（空間）の放射性物質からの放射線による影響が大きくなっています。

\*千葉県北西部で事故後初めて雨が降ったのは、平成23年3月21日から23日にかけてで、雨に含まれていたと考えられる放射性物質の量は、3月21日がピークでした。  
平成24年1月25日現在では、ほとんどの地域で雨の中の放射性物質は検出されていません。

空間放射線量は、平成23年7月20日、比較的線量の高かった白井運動公園の場合、地上1メートルで毎時（1時間当たり）0.34マイクロシーベルトでありましたが、その後徐々に低下し1年を過ぎた3月13日時点では、毎時0.27マイクロシーベルトとなっています。

### (2) 空間放射線量の状況

測定によると、市内では北西部、中央部、東部で空間放射線量が比較的高く、局所的に高い地域もあります。

現在、市内の主な放射線源である放射性セシウムは、雨水により流され沈殿することなどにより特定の場所に集積される傾向にあります。このため、コンクリートやアスファルトの道路などは線量が低くなりましたが、道路側溝や集水枡、住宅の雨どい下など雨水が集まるところや水が溜まる低地などに、「ホットスポット」と呼ばれる局所的に線量が高いところが発生しています。

また、セシウムが沈着しやすい、芝、草地などがある場所も比較的線量が高くなっています。

### (3) 放射性物質の種類と特性

事故当初、ヨウ素131が放射性物質の大きな割合を占めましたが、半減期が約8日のため、現在はほとんど検出されていません。また、ストロンチウムやプルトニウムなどは、福島県において、微量しか検出されておらず、健康への影響はないといわれています。

平成24年1月末時点で、本市の空間放射線の主要な事故由来の放射線源は、セシウム134及びセシウム137となっています。

このセシウムは土壌内では非常に移動しにくく、研究によると、土壌内の粘土層に多く吸着され化学的には容易に分離しない状態になっており、植物などには吸収されにくくなっているといわれます。一方で地表面に滞留しているセシウムは、雨や風により容易に移動することから注意が必要です。

セシウムが粘土層に吸着されることによって、日常生活への影響は減少しつつありますが、生活空間に存在する限り放射線の影響は依然として残ります。

## 2. 今後の見通し

国の試算によると今回の事故では、セシウム134とセシウム137がほぼ同量放出されたとみられています。

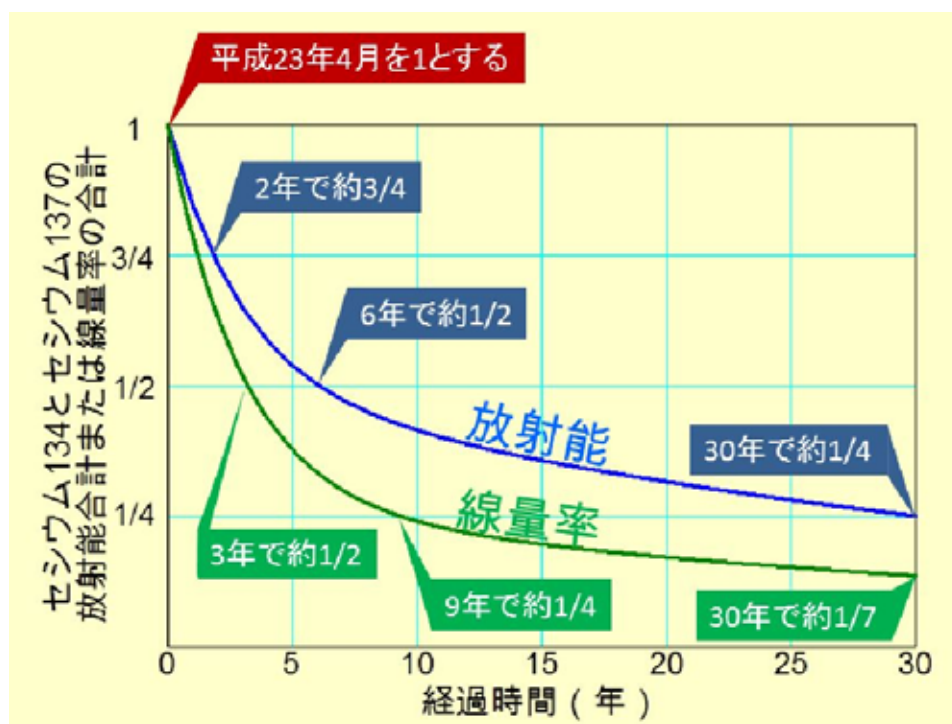
半減期は、セシウム134が約2年なのに対し、セシウム137は約30年です。放射線のエネルギーはセシウム134のほうが強いことから、今後数年は、セシウム134の減衰により全体の放射線量の低下が見込めます。

セシウム134とセシウム137の放射能合計は、平成23年4月を1とすると、2年で約4分の3に、30年で約4分の1に減少します。

同様に線量率の合計は、単純計算では、3年で約2分の1に低下し、その後も時間の経過とともにさらに低下すると考えられています。しかし、長期になるにつれ、半減期が長いセシウム137が主な放射線源となるため、線量率は9年で約4分の1、30年で約7分の1と減少の割合は鈍化していきます。（下図参照）

このように、このまま放射性物質を放置したままでは、放射線量の大きな減少は期待できません。

出典：高エネルギー加速器研究機構放射線科学センター公表資料



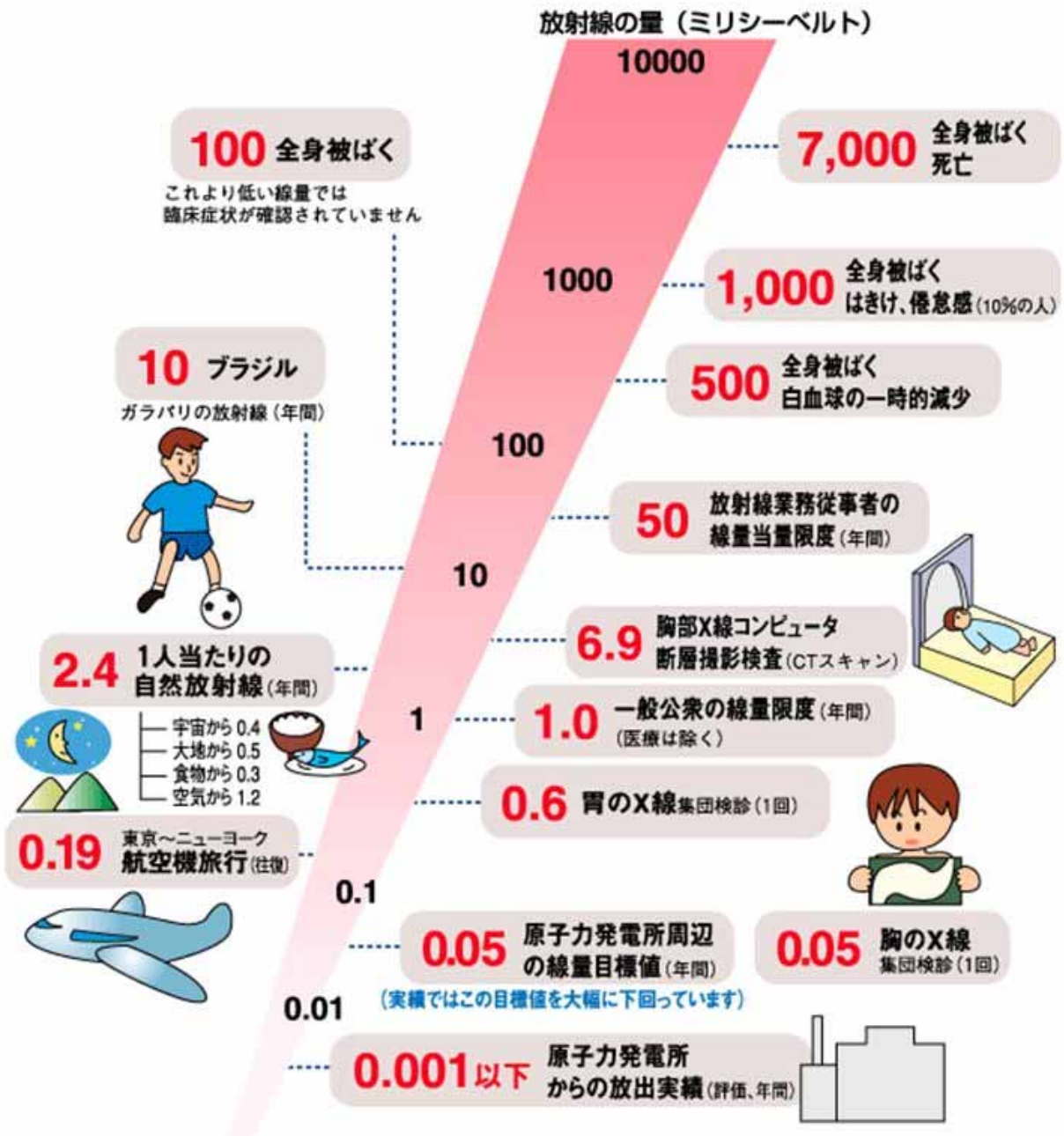
### 3. 除染の必要性

放射性物質は、物理的な減衰によって一定量が減少しているとはいえ、平常時の大地の放射線量（毎時0.04マイクロシーベルト程度）に比べると一定程度高い数値の線量率が測定される状況で、私たちは健康への影響について大きな不安を抱いています。

この不安を早く解消するためには、放射線量を低減しなければなりません。そのためには、除染によって放射性物質を取り除く必要があります。そして、除染活動を早く実施すればするほど、私たちの被ばく線量を減らすことができます。

## ■日常生活と放射線

※1 ミリシーベルトは1000マイクロシーベルトです。



出典：「2000年国連科学委員会報告」「国際放射線防護委員会の2007年勧告」等

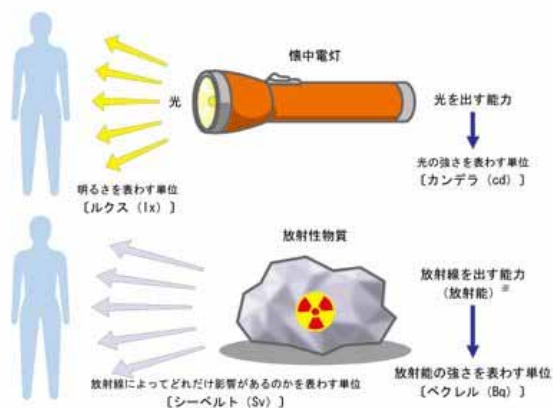
## ■放射能と放射線

「放射線」は、光の仲間です。放射線を出す能力を「放射能」といい、放射線を出す物質を「放射性物質」といいます。

### 1. 放射能、放射線、放射性物質

放射能、放射線、放射性物質。この3つの違いを電灯に例えると、「放射線」は懐中電灯の光、「放射能」は懐中電灯の光を出す能力のこと。そして懐中電灯は「放射性物質」ということになります。

#### 放射能と放射線

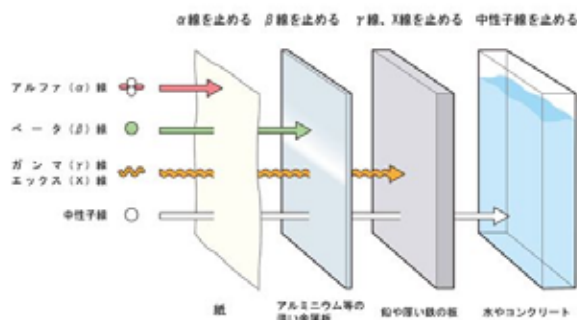


### 2. 放射線の種類と性質

放射線とは、科学的にいうと、高いエネルギーをもち高速で飛ぶ粒子（粒子線）と、高いエネルギーをもつ短い波長の電磁波の総称です。

- **アルファ線**：放射線の中でも重い粒子で、空気中では数センチメートルしか飛ぶことができず、わずかな紙1枚でさえぎることができます。
- **ベータ線**：ベータ線も透過力は弱く、アルミ板などの薄金属板で止めることができます。
- **ガンマ線やX線**：電磁波なので透過力は強いほうですが、鉛や厚い鉄板で止まります。
- **中性子線**：中性子線は鉛や鉄も突き抜けてしましますが、水やコンクリートで止まります。

#### 放射線の種類と透過力



### 3. 放射線の単位

放射線の単位には、放射能を出すほうに注目した単位と、放射線を受けた方に注目した単位の2つに大きく分けられます。代表的な単位である「ベクレル」は出す方に、「シーベルト」は受けるほうに注目した単位です。

#### • 放射能を測る単位「ベクレル」(Bq)

放射線を出す能力、つまり放射能を表す単位です。放射線は放射性物質が壊れることによって放出されますが、「ベクレル」は、1秒間に放射性物質が壊れる（崩壊）数を表します。例えば、1秒間に1回、原子核が壊れる放射性物質ならば、「1ベクレルの放射能がある」ということになります。



- 人体への影響を測る単位「Sv（シーベルト）」

「シーベルト」は人体への影響を表す単位です。人体への影響は放射線の種類や放射線を受けた個所によって異なります。これを考慮して、一つの単位で影響の程度を表せるようにつくった単位が、「シーベルト」です。

放射線を受けることを「被ばく」といい、受けた放射線の量を「線量」あるいは「被ばく線量」といいます。「シーベルト」は、この「被ばく線量」の単位ということになります。

被ばく線量が同じならば、人体への影響も同じとみなすことができます。低い放射線量のときは、シーベルトの1000分の1の「mSv（ミリシーベルト）」を使い、さらに低い放射線量のときは、ミリシーベルトの1000分の1の「 $\mu$ Sv（マイクロシーベルト）」を使います。

**出典：電気事業連合会資料**

## Ⅱ 除染実施計画

### 1. 基本方針

市では、放射線による人の健康、または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、市民の不安を払拭することを最重要課題と捉えて、放射性物質汚染対処特措法（以下「法」という。）に基づき除染等の措置を進め追加被ばく線量が、年間1ミリシーベルト以下になることを目指し、地表から1メートル（子どもの生活空間は地上50センチメートル）で平均空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト未滿となるよう除染等の措置を進めていきます。

除染等の措置は、白井市における暫定的放射線物質除染計画等基本方針（平成23年11月5日策定）を引き続き維持し、安全安心の緊急性、子どもへの影響低減を優先し、子どもの生活空間や公共施設を中心に行うこととします。

特に市では、独自の基準により、保育園、幼稚園、小・中学校は、地表から5センチメートルで毎時0.23マイクロシーベルト未滿を目指して除染を進めます。

また、除染等の措置にあたっては、市だけでは市内全域を早急に除染することは難しいことから市民やボランティア、事業者などと連携・協力し推進します。

なお、除染等の措置の効果、進捗を踏まえ、本計画の内容、期間は見直します。

### 2. 計画期間

平成23年4月から平成26年3月までの3年間とし、平成24年度を重点期間とします。

### 3. 除染実施区域の設定

本計画の対象となる範囲は市全域とします。

この中で、法に基づく除染実施区域は、航空機モニタリング調査結果および市内の空間線量率調査測定結果（図1参照）をもとに集計・分析し、街区として設定区域を表1のとおりとします。

また、保育園や幼稚園、小・中学校、公園など子どもの生活空間として特に除染対象とする施設は、それぞれ施設単位で除染実施区域とし、表2のとおり定めます。

なお、上記の法に基づく実施区域に含まれない子ども生活空間に該当する施設は、市独自の基準により除染を実施することとします。

### 施設単位の設定について

- 施設単位の除染実施区域は、これまでの空間線量率調査測定の結果を基本としています。市内の子どもの生活空間である保育園、幼稚園、小・中学校で、これまでに、地表高さ50センチメートル（中学校は1メートル）の空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上を示した施設（表1に含まれる施設を除く。）を施設単位の区域に設定しています。

農用地（田、畑）については、空間線量率調査測定結果は表3のとおりとなっており毎時0.23マイクロシーベルトを下回っている状況で、また、反転耕や深耕など普段の営農活動がすでに除染措置につながっていることから本計画の対象から除外します。

また、工業団地についても調査測定結果は表4のとおりとなっていることから本計画の対象から除外します。

なお、実施区域は、空間線量率の再測定の結果および除染等の措置の進捗を踏まえ、今後も見直します。

### 空間線量測定の高さについて

- 空間線量率の調査測定は、国が示す「除染関係ガイドライン（平成23年12月第1版）」（以下、「除染関係ガイドライン」という。）に沿って地表から1メートルの高さで測定し、幼児、低学年児童などの生活空間となる公園や子どもの遊び場、文化センター（図書館、芝生広場） スポーツ施設（野球場、陸上競技場）保健福祉センター・子ども発達センター 地区センターの公民館・児童館（児童ルーム） 福祉センター（青少年女性センター）、通学路などにおいては、地表から50センチメートルの高さで測定します。
- 保育園、幼稚園、小・中学校においては、市独自の基準により、地表から5センチメートルの高さも測定します。

表1 除染実施区域（街区）の設定 【航空機モニタリング結果および市測定結果】

街 区	空間線量の範囲	地域の平均線量	実施区域	実施施設
神々廻（全域）	0.17～0.30	0.23	○	神々廻市民の森 ふるさとふれあいパーク
白井（全域）	0.18～0.29	0.23	○	白井保育園
河原子（全域・但し工業団地を除く。）	0.22～0.30	0.26	○	
復の一部（下長殿・法目地区） ※初崎・中山・台山・城際・西ノ内・道祖神	0.15～0.29	0.23	○	白井コミュニティセンター
根の一部（白井地区） ※上人塚・下郷谷	0.19～0.26	0.23	○	上人塚公園
木（全域）	0.20～0.28	0.23	○	所沢ふるさとの森
折立（全域）	0.19～0.25	0.23	○	ひまわり保育園
富塚（全域）	0.21～0.30	0.25	○	宮ノ前公園
中（全域・但し工業団地を除く。）	0.19～0.25	0.23	○	
名内の一部（小名内地区） ※小名内・入谷・屋敷廻・屋敷附	0.21～0.28	0.24	○	
平塚（全域・但し工業団地を除く。）	—	—	○	※航空機モニタリング 結果により指定
西白井三・四丁目（全域）	0.19～0.26	0.23	○	
堀込一・二・三丁目（全域）	0.19～0.28	0.24	○	白井若葉幼稚園 堀込第一児童公園 堀込第二児童公園 白井駅前センター
笹塚二・三丁目（全域）	0.19～0.28	0.23	○	
七次台三・四丁目・野口（全域）	0.20～0.26	0.23	○	
池の上二・三丁目（全域）	0.22～0.27	0.24	○	
十余一（全域）	—	—	○	※航空機モニタリング 結果により指定
清戸（全域）	0.14～0.33	0.25	○	
谷田（全域）	0.13～0.33	0.24	○	
桜台一・二・三丁目（全域）	0.21～0.35	0.28	○	

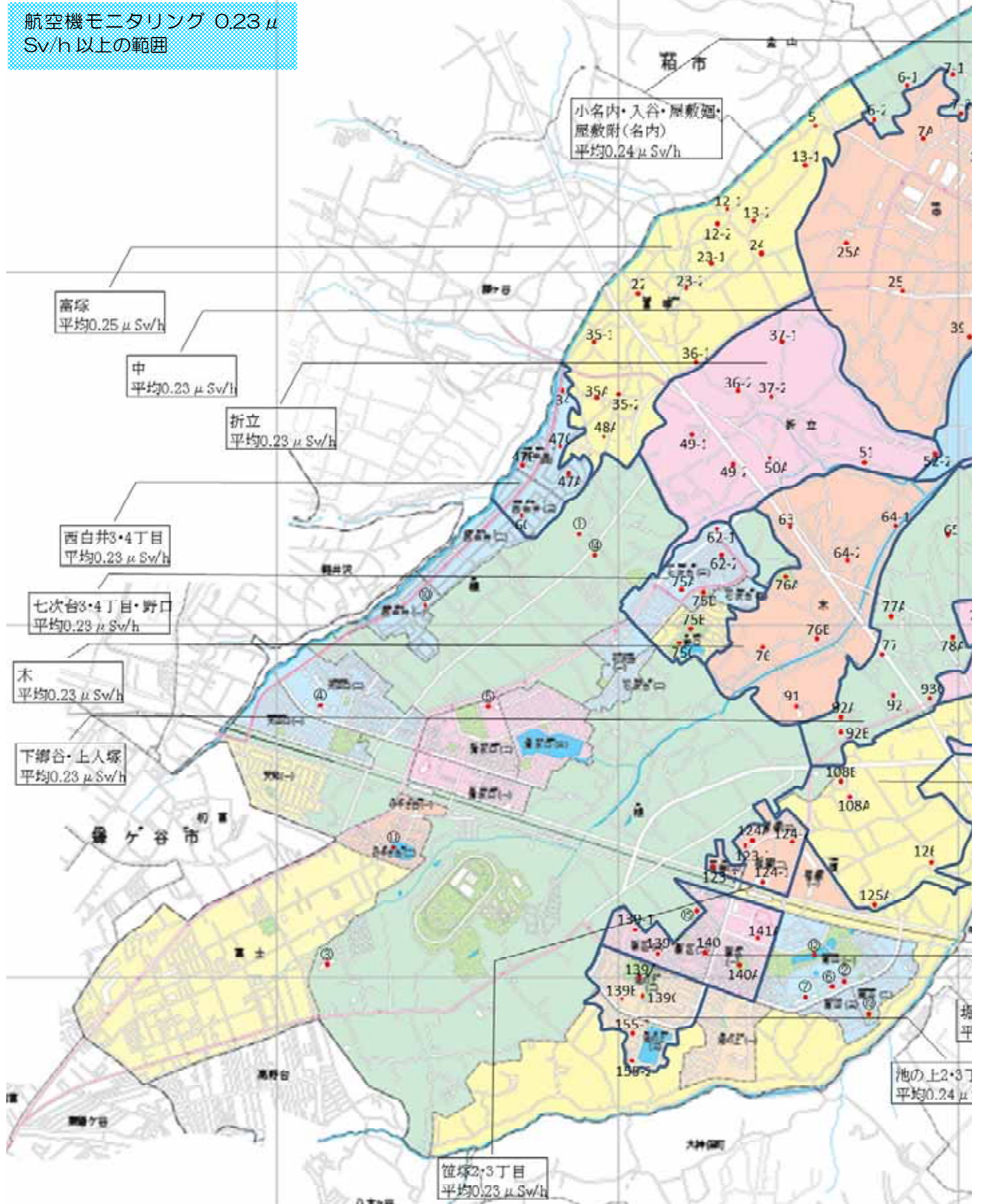
※印は小字

街 区	空間線量の範囲	地域の平均線量	実施区域	実施施設
今井	0.15~0.21	0.18		
富士	0.14~0.19	0.14		
大松一丁目	0.15~0.17	0.16		
大山口一丁目	0.15~0.19	0.17		
大山口二丁目	0.16~0.19	0.17		
西白井一丁目	0.16~0.19	0.17		
西白井二丁目	0.17~0.19	0.18		
清水口一丁目	0.16~0.17	0.17		
清水口二丁目	0.16~0.18	0.17		
清水口三丁目	0.16~0.19	0.17		
けやき台一丁目	0.17	0.17		
けやき台二丁目	0.14~0.19	0.17		
南山一丁目	0.18~0.21	0.20		
南山二丁目	0.16~0.20	0.19		
南山三丁目	0.18~0.20	0.19		
笹塚一丁目	0.22~0.22	0.22		
七次台一丁目	0.19~0.20	0.20		
七次台二丁目	0.19~0.20	0.20		
池の上一丁目	0.16~0.21	0.18		

# 図1 除染実施区域の判断根拠

航空機モニタリングおよび市測定結果（●は測定点）

航空機モニタリング 0.23  $\mu$  Sv/h 以上の範囲



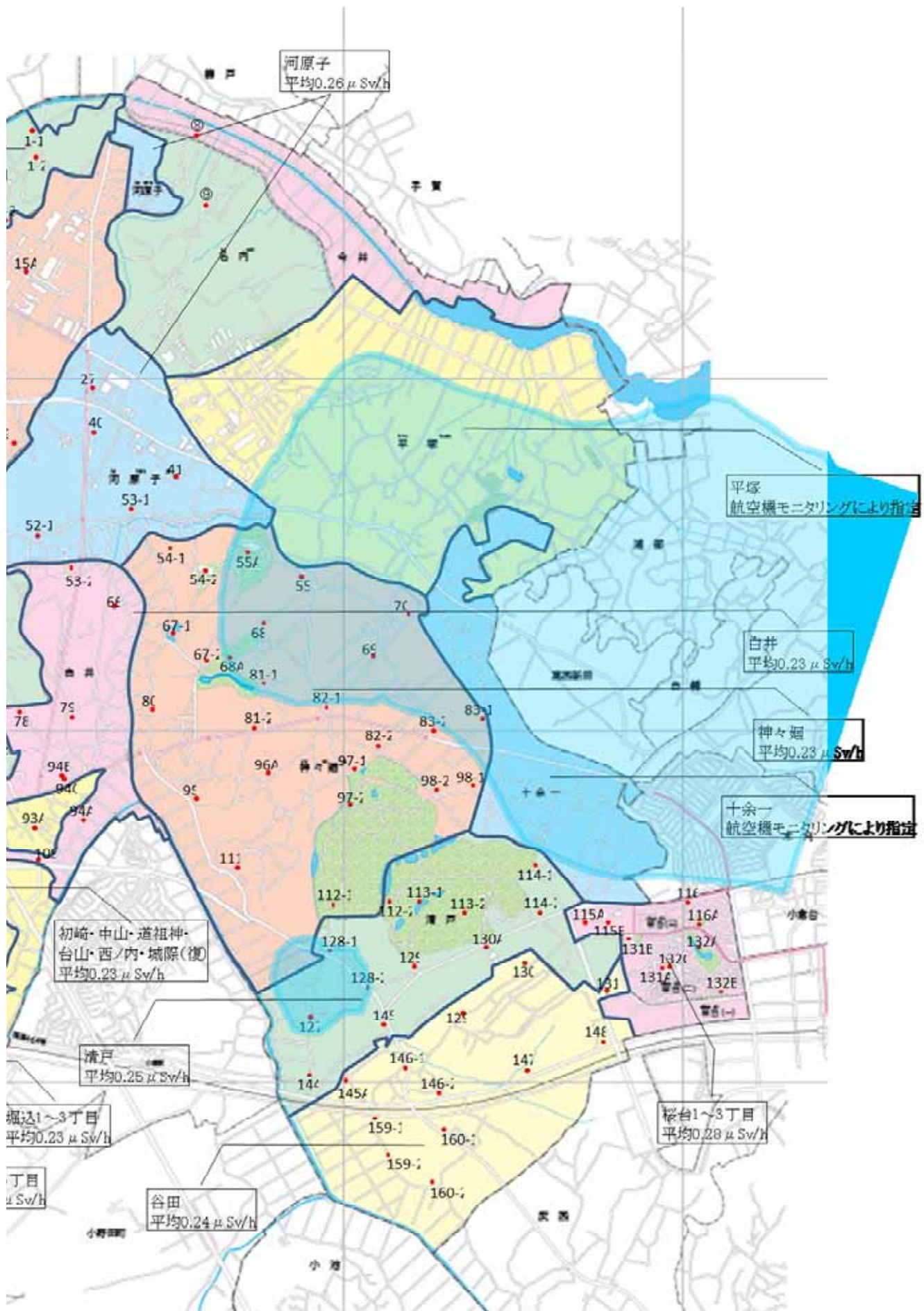


表2 除染実施区域（施設）の設定

※1 施設単位の設定では、最新（平成24年1月）の空間線量調査測定の結果を基本としていますが 必要により追加測定を行っています。

※2 ○：施設単位で設定する区域。☆：街区単位の除染実施区域に含まれる施設。

区分	区域（施設）	空間線量率の範囲※1	平均線量率	除染実施区域※2	図面番号
保育園等	こども発達センター			☆	
	桜台保育園			☆	
	白井保育園			☆	
	ひまわり保育園			☆	
幼稚園	白井幼稚園	0.19-0.25	0.23	○	①
	まこと南山幼稚園	0.19-0.27	0.23	○	②
	白井若葉幼稚園			☆	
小・中学校	白井第三小学校	0.18-0.29	0.23	○	③
	大山口小学校	0.18-0.30	0.23	○	④
	清水口小学校	0.15-0.29	0.23	○	⑤
	南山小学校	0.16-0.34	0.23	○	⑥
	南山中学校	0.19-0.26	0.23	○	⑦
	旧平塚分校			☆	
	白井第一小学校			☆	
	白井第二小学校			☆	
	七次台小学校			☆	
	桜台小学校			☆	
	池の上小学校			☆	
	白井中学校			☆	
	桜台中学校			☆	
	公園等	平塚西地区子供の遊び場			☆
今井子供の遊び場		0.25-0.31	0.29	○	⑧
名内子供の遊び場		0.21-0.29	0.24	○	⑨
二部山公園		0.21-0.28	0.24	○	⑩
けやき台多目的広場		0.23-0.39	0.31	○	⑪
南山公園		0.20-0.27	0.24	○	⑫
北ノ下児童公園		0.26-0.29	0.27	○	⑬
矢ノ橋台公園				☆	
中木戸子供の遊び場		0.20-0.27	0.24	○	⑭
堀込西第一公園		0.22-0.27	0.25	○	⑮
白井木戸公園				☆	
十余一子供の遊び場				☆	
清戸道東公園				☆	
清戸道東第二公園				☆	
木子供の遊び場				☆	
下長殿子供の遊び場			☆		
公園等	法目子供の遊び場			☆	
	神々廻子供の遊び場			☆	
	白井南外出子供の遊び場			☆	
	白井南外出子供の遊び場			☆	
	下長ふれあい公園			☆	
	白井チビッコ広場			☆	
	下郷谷公園			☆	



区分	区域(施設)	空間線量率の範囲※1	平均線量率	除染実施区域※2	図面番号
公園等	中子供の遊び場			☆	
	北の内公園			☆	
	笹塚公園			☆	
	七次第二公園			☆	
	野口台児童公園			☆	
	野口多目的広場			☆	
	矢ノ橋台北公園			☆	
	村雨公園			☆	
	池の上第二児童公園			☆	
	十余一公園			☆	
	一本桜公園			☆	
	二軒茶屋公園			☆	
	三本松公園			☆	
	柳堤公園			☆	
	谷清子供の遊び場			☆	
	堀込第一児童公園			☆	
	堀込第二児童公園			☆	
	上人塚公園			☆	
	宮ノ前公園			☆	
	神々廻市民の森			☆	
ふるさとふれあいパーク			☆		
所沢ふるさとの森			☆		
その他の 公共施設	桜台センター			☆	
	保健福祉センター(白井市役所)			☆	
	白井総合公園(文化センター)			☆	
	白井運動公園(陸上競技場)			☆	
	同(多目的広場)			☆	
	同(テニスコート他)			☆	
	白井駅前センター			☆	
	白井コミュニティセンター			☆	
	福祉センター			☆	

○基本方針に基づき、特に乳幼児の生活空間である保育園、幼稚園は市独自の基準により除外することなく全て設定することとします。また、平成23年中に毎時0.23マイクロシーベルト以上であった施設についても市独自の基準により設定します。

区分	区域(施設)	
保育園	清水口保育園	市の基準で設定する施設
	南山保育園	
	はなぶさ保育園	
	こざくら保育園	
	白井ふじ保育園	
幼稚園	宝幼稚園	
	まどか幼稚園	
中学校	大山口中学校	
	七次台中学校	
公園等	中木戸市民の森	

表3 市内農用地【2/17.20.21日測定】

対象区域	空間線量の範囲	平均線量
神々廻	田 0.18~0.19	0.18
	畑 0.13~0.18	0.15
白井	田 0.15~0.17	0.16
河原子	田 0.14~0.18	0.16
	梨畑 0.15~0.19	0.15
復の内 下長殿 法目	田 0.15~0.17	0.16
	市民農園 0.16~0.21	0.17
	梨畑 0.16~0.18	0.17
根の内 白井	梨畑 0.20~0.21	0.20
木	梨畑 0.13~0.17	0.15
折立	市民農園 0.14~0.19	0.17
	梨畑 0.22~0.23	0.22
富塚	田 0.15~0.17	0.16
	畑 0.18~0.22	0.21
	梨畑 0.19~0.23	0.21
中	梨畑 0.18~0.20	0.19
名内の内 小名内	梨畑 0.16~0.18	0.17
平塚	田 0.15~0.18	0.17
十余一	畑 0.16~0.20	0.18
	梨畑 0.18~0.20	0.19
清戸	田 0.15~0.19	0.17
谷田	田 0.14~0.16	0.15

表4 工業団地【1/26.30日測定】

対象区域	空間線量の範囲	平均線量
河原子（5箇所）	0.13~0.19	0.16
中（4箇所）	0.13~0.19	0.16
名内（2箇所）	0.17~0.18	0.17
平塚（6箇所）	0.14~0.21	0.17

## 4. 除染等措置の実施者

公共施設（市道を含む）の除染等の措置は市が行います。しかし、市内で除染の必要な区域の面積は広大であり、市だけで全てを行うには相当の期間を要することが予想されます。

このため、早期に効率的に市内の除染等の措置を行うためには、個人の住宅や事業所などの民間所有地については、所有者、施設管理者による除染等の措置の協力をお願いします。

### 民間所有地の除染費用について

○民間所有地の除染等の措置に係る費用の助成などは、国の費用負担の仕組みが明確になっている部分もあることから、市の支援制度を早急に確立して市民と連携・協力し除染等の措置を進めます。

除染等の措置の実施主体および除染協力者は次のとおりとします。

除染実施施設	実施者
保育園・幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 文化センター（図書館、芝生広場） スポーツ施設（野球場、陸上競技場）保健福祉センター・子ども発達センター 地区センターの公民館・児童館（児童ルーム） 福祉センター（青少年女性センター）	市
私立の保育園・幼稚園	市（施設管理者）
市道（通学路）	市
住宅 宅地 事業所 山林等民間所有地	市（所有者または施設管理者）
独立行政法人が管理する施設	独立行政法人
国・県・他自治体が管理する施設 ※1	国・県・他自治体

※1 国・県・他自治体が管理する施設については、今後、国・県・他自治体と協議し具体的な除染対象や除染方法を決定します。

なお、上記以外で市が管理する施設として「水路」は、市独自で定期的に空間線量率調査測定を行っていきます。

## 5. 優先対象

除染等の措置は、安全安心の緊急性、子どもへの影響低減を目指した暫定基本方針を引き続き維持し、子どもの生活空間や公共施設を中心に行うこととし、重点期間の中で優先的に進めます。

優先対象は次のとおりとします。

優先度	除染実施施設
◎	保育園・幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 文化センター（図書館、芝生広場） スポーツ施設（野球場、 陸上競技場）保健福祉センター・子ども発達センター 地区センタ ーの公民館・児童館（児童ルーム） 福祉センター（青少年女性セ ンター） 市道（通学路）
○	住宅 宅地 事業所 山林等民間所有地

### 公共施設の子ども空間について

- 文化センターは、図書館やプラネタリウム、芝生広場など幼児、児童生徒の生活空間となっている。
- スポーツ施設は、少年野球やサッカー、陸上競技記録会など児童生徒の生活空間となっている。
- 保健福祉センターは、乳幼児の健（検）診などが行われ、併設の子ども発達センターは、乳幼児の発達指導など乳幼児の生活空間となっている。
- 地区センターは、公民館や児童館または児童ルームが併設されており、乳幼児、児童生徒の生活空間となっている。
- 福祉センターは、青少年女性センターが併設されており、グループ学習など児童生徒の生活空間となっている。

## 6. 除染等の措置の着手および完了予定時期

計画期間内に追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指しますが、平成24年度を重点期間とし、次の工程で除染等の措置を進めます。

除染実施施設	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育園・幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場			
文化センター（図書館、芝生広場） スポーツ施設（野球場、陸上競技場） 保健福祉センター・子ども発達センター 地区センターの公民館・児童館（児童ルーム） 福祉センター（青少年女性センター）市道（通学路）			
住宅 宅地 事業所 他民間所有地			
山林等民間所有地			
国・県・他自治体・独立行政法人が管理する施設			

区域内全ての除染には中長期的な時間を要すると考えられることから、必要により施設単位で除染等措置の進捗状況、新たな除染手法などを考慮しながら詳細な除染計画を作成し進めます。

なお、平成 25 年 3 月に本計画の進捗状況を確認し、必要な場合は見直しを行います。

## 7. 除染の具体的な措置等

### (1) 除染実施区域内の除染等の措置

除染対象は次のとおりとし、具体的な措置は、除染関係ガイドラインおよびこれを踏まえて策定された「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要領（平成 24 年 2 月改訂）」に示される除染内容に則して、対象施設別に表 5 のとおり行います。

なお、除染等の措置は、事前測定の結果、施設の状況などによって実施の有無、実施する内容が異なります。

①除染実施区域に係るものについては、原則として1メートル（子どもの生活空間では50センチメートル）の高さを測定し、国の財政的、技術的な支援を受け、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト未満になることを目指し、除染等の措置を実施していきます。

②①に加えて、市独自の除染等の措置として、子どもの生活空間である保育園、幼稚園、小・中学校は、地表から5センチメートルの高さを測定し、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト未満になることを目指し除染を実施していきます。

③②同様に、市独自の除染等の措置として、子どもの生活空間である公園などの砂場についても地表から5センチメートルの高さを測定し、空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルト未満になることを目指し、除染を実施していきます。

### (2) 除染実施区域以外の除染等の措置

除染実施区域以外で局所的に空間線量率の高いところに係るものについては、原則として地表1メートルを詳細に調査測定したうえで、市独自で空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルト未満になることを目指し、除染を実施していきます。

### (3) 作業の安全の確保

市による空間線量率測定結果の状況下では、市内における短時間の除染等の

措置で健康に影響を及ぼす被ばくはしないとされています。

しかし、市内の空間線量率の状況はさまざまなことから、市民、ボランティア、除染事業者などが除染等の措置に取り組むにあたっては、除染する場所の事前の空間線量率測定、活動時の服装、また飛散・流出防止など除去土壌からの放射線を避ける対策に十分注意を払いながら実施することとします。

#### (4) 除染等の措置を講じても効果が得られない場合の措置

表 5 に則した除染内容を講じても、それぞれの除染対象施設における測定の基準となる高さの平均空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満にならない場合は、さらに効果が期待できる手法について、市独自で検討の上で講じていきます。



表5 除染実施区域別の除染等の措置

除染対象	除染等の措置内容
保育園 幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 文化センター（図書館、芝生広場） スポーツ施設（野球場、陸上競技場） 保健福祉センター・子ども発達センター 地区センターの公民館・児童館（児童ルーム） 福祉センター（青少年女性センター）	園庭・校庭の表土の除去・客土・圧密による現状回復 砂場の砂の入れ替え 屋上・壁面・玄関・渡り廊下等の清掃・拭取り・高圧洗浄 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 低木の高圧洗浄 枝葉の剪定
上記以外の公共施設	屋上・壁面・玄関・廊下等の清掃・拭取り 側溝・集水枡・雨どい等の清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定
市道（通学路）	歩道の洗浄・除草 側溝・集水枡の清掃・洗浄 落ち葉の除去 法面の除草 枝葉の剪定
住宅・宅地・事業所	壁面等の清掃・拭取り 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定
山林（生活圏隣接地）	落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定
国・県・他自治体・独立行政法人が管理する施設	※別途協議する。
除染実施区域以外	※市の基準により詳細な調査測定の上で適切な除染措置を行う。

●除染等の措置は、事前測定の結果、施設の状況などによって実施の有無、実施する内容が異なり、措置内容についても必要な措置を選定することとなります。



具体的な除染措置内容

平成23年度の措置	平成24年度の措置	平成25年度の措置
<p>砂場の砂の入れ替え                      一全保育園                      校庭表土の除去・客土等                      一白井第二小 一白井中                      砂場の砂の入れ替え                      一白井第一小 一白井第三小 一七次台小                      一南山小 一桜台小 一池の上小                      一七次台中                      校庭周辺側溝清掃一白井中 七次台中を除く小・中学校                      玄関・廊下等の清掃・拭取り・高圧洗浄 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定                      一全保育園 一全幼稚園 一全小・中学校</p>	<p>校庭表土の除去・客土等 砂場の砂の入れ替え                      玄関・廊下等の清掃・拭取り・高圧洗浄 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定</p>	
	<p>屋上・壁面・玄関・廊下等の清掃・拭取り                      側溝・集水枡・雨どい等の清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定</p>	
<p>側溝・集水枡の清掃・洗浄                      一線量の高い場所</p>	<p>歩道の洗浄・除草                      側溝・集水枡の清掃・洗浄                      落ち葉の除去 法面の除草                      枝葉の剪定</p>	
	<p>壁面等の清掃・拭取り                      側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃                      落ち葉の除去 除草                      枝葉の剪定</p>	
		<p>落ち葉の除去 除草                      枝葉の剪定                      ※詳細は今後検討</p>
<p>※別途協議する。</p>		
<p>壁面等の清掃・拭取り 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定</p>		

## 8. 除染等の措置に伴う除去土壌等の対処

除染等の措置に伴い発生する除去土壌等について、その処分が可能となるまでの間は、除染関係ガイドラインに沿い、除染等の措置を実施した敷地（施設）内において以下の対処方法により現場保管することを基本とします。

現場保管された除去土壌は、その処分が可能となった時点で市が早急に搬出します。

### ■ 除去土壌等の保管の対処方法

①現場保管の場所は次のとおり。

- ・ 保育園・幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 文化センター（図書館、芝生広場） スポーツ施設（野球場、陸上競技場） 保健福祉センター 子ども発達センター 各センターの公民館・児童館（児童ルーム） 福祉センター（青少年女性センター）は、敷地内において保管します。
- ・ 住宅、宅地、事業所、山林、私道などの民間所有地は、敷地内において保管をお願いします。安全な保管方法は、「放射線量低減対策マニュアル」で示します。
- ・ 市道の路肩・側溝などの除染では、除去土壌等を現場保管する場所がないことから、白井市役所庁用車車庫において仮置き保管します。

②白井市役所庁用車車庫では、市民の健康の保護及び放射性物質の飛散・流出防止について、できる限りの措置を講じ除去土壌等を保管、管理します。  
また、その保管量や空間線量率の状況などは毎日測定し公表します。

③燃えるもの（落ち葉、雑草、剪定枝など）については、通常の可燃物として市が対処します。

## Ⅲ 計画を推進するために

### 1. 市民・事業者などによる除染等の措置との連携および活動支援

市内の除染区域の面積は広大であり、市だけで除染全てを行うには相当の期間を要することから、早期に効率的に市内の除染等の措置を行うためには、市民の理解と協力が不可欠です。

自治会や町会などが自ら地域の除染活動を行う場合は、市は必要な支援を行います。また、個人の住宅や事業所などの民間所有地については、「白井市戸建て住宅等除染事業実施要綱」に則り、所有者、施設管理者などの合意を得ながら除染等の措置を進めます。

#### (1) 空間線量率の測定

- ①市は、市民や事業所と連携して、民間所有の地区集会施設や公園、広場、私道などの不特定多数の利用がある施設について空間線量率を測定します。
- ②市は、放射線測定器を貸し出します。

#### (2) 除染等措置の支援

- ①市は、自治会や町会、市民活動団体、事業所などが協力して地域で除染等の措置を行う場合は、活動に必要な資機材の貸し出し、または支給します。
- ②除染相談などの支援を行います。
- ③空間線量率が比較的低い地域において、市は、個人で除染等の措置を行うことが困難な場合、関係機関と連携して、ボランティアを派遣します。

#### (3) 除去土壌台帳の作成

- ①市は、公共施設および民間所有地に現場保管された除去土壌等の保管内容（保管形態、場所、量など）を記録し台帳として管理します。
- ②現場保管された除去土壌は、その最終処分が可能となった時点で市が早急に搬出します。それまでの間は、市が、除染関係ガイドライン、廃棄物関係ガイドライン（平成23年12月第1版）に沿って適切に管理します。

## 2. 放射線量低減対策マニュアルの作成

現在、さまざまな除染方法が提案されていますが、基本は同じです。

放射性物質が存在する場所や形態により必要な除染等の措置、除去土壌等の収集・移動、適切な保管、飛散防止などの対処も異なります。

市民が自ら安全かつ確実に除染活動に取り組み、被ばく線量を低減することができるよう、市ではマニュアルを作成します。

なお、マニュアルは、新たな手法の開発に合せ適宜見直します。

## 3. 国・県等との連携

法が平成 23 年 8 月 30 日に公布され、平成 24 年 1 月 1 日全面施行されました。

この法は、福島第一原発事故に伴う放射性物質の拡散による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者などが講ずべき措置などについて定めることにより、環境の汚染による人の健康または生活環境への影響を速やかに軽減することを目的としたものです。

市では、この法に基づく汚染状況重点調査区域の指定を受け、国や県などと協議、調整し除染実施計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、除染対象区域で実施する除染等の措置は、国の財政的、技術的な支援を受け除染関係ガイドラインを原則に効率的に市内の除染等の措置を推進します。

## 4. 除染等措置の費用負担

法に基づき、除染対象区域で実施する除染等の措置に係る経費については、国の交付を受けます。

また、除染対象区域以外および市独自の判断で実施する除染等の措置に係る経費については、原因者負担の原則から東京電力株式会社に請求していくこととしています。

## 5. 計画の進行管理

本計画の推進、進捗状況の管理は、白井市放射線対策本部で行います。また、本計画に基づく放射線量率の調査測定結果や除染等の措置の進捗状況については、広報しろいや市のホームページなどで随時公表していきます。



## ■ 資料編

1. 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の概要..... 28
2. 除染関係の地域指定..... 29
3. 放射線マップに反映されている放射線量測定結果一覧（H24・3月分）  
..... 30
4. 用語の定義..... 31

# 1. 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の概要

## 目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

- 国：原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- 地方公共団体：国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- 関係原子力事業者：誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

## 制度

### 基本方針の策定

環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める

### 基準の設定

環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理に関する基準を設定

### 監視・測定の実施

国は、環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

### 放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物（特定廃棄物）の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

### 放射性物質により汚染された土壌等（草木、工作物等を含む）の除染等の措置等

- ① 環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案し、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を指定
- ② 環境大臣が①の地域における除染等の措置等の実施に係る計画を策定し、国が実施
- ③ 環境大臣は、①以外の地域であって、汚染状態が要件に適合しないと見込まれる地域（市町村又はそれに準ずる地域を想定）を指定
- ④ 都道府県知事等（※）は、③の地域における汚染状況の調査結果等により、汚染状態が要件に適合しないと認める区域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定
- ⑤ 国、都道府県知事、市町村長等は、④の計画に基づき、除染等の措置等を実施
- ⑥ 国による代行規定を設ける
- ⑦ 汚染土壌の不法投棄を禁止  
※政令で定める市町村長を含む

※原子力事業所内の廃棄物・土壌及びその周辺に飛散した原子炉施設等の一部の処理については関係原子力事業者が実施

### 特定廃棄物又は除去土壌（汚染廃棄物等）の処理等の推進

国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を実施

### 費用の負担

- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施
- 本法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施
- 国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる本法に基づく措置の費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施

### 検討条項

- 本法施行から3年後、施行状況を検討し、所要の措置
- 放射性物質に関する環境法制の見直し
- 事故の発生した原子力発電所における原子炉等についての必要な措置

## 2. 除染関係の地域指定

### (1) 除染特別地域

- ・指定対象 警戒区域又は計画的避難区域の対象区域等
- ・指定地域 次のとおり

	市町村数	指 定 地 域
福島県	11	楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち警戒区域又は計画的避難区域である区域

### (2) 汚染状況重点調査地域

- ・指定対象 放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域
- ・指定地域 次のとおり

	市町村数	指 定 地 域
岩手県	3	一関市、奥州市及び平泉町の全域
宮城県	9	石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亘理町及び山元町の全域
福島県	40	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、三島町、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち警戒区域又は計画的避難区域である区域を除く区域
茨城県	20	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、鉾田市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域
栃木県	8	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域
群馬県	10	桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町及び川場村の全域
埼玉県	2	三郷市及び吉川市の全域
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域
計	101	



### 3.放射線マップに反映されている放射線量測定結果一覧（H24・3月分）

測定日	場所	測定値(μSv/h)		
		砂場(5cm)	50cm	100cm
16日	清水口保育園	0.21	0.18	—
12日	南山保育園	0.12	0.14	—
1日	桜台保育園	0.21	0.13	0.14
14日	白井保育園	0.10	0.11	—
21日	こざくら保育園	0.11	0.13	—
16日	はなぶさ幼稚園・保育園	0.14	0.15	—
15日	ひまわり保育園	0.15	0.16	—
12日	白井ふじ保育園	0.09	0.15	—
13日	こども発達センター	0.15	0.18	—
21日	白井幼稚園	0.19	0.15	—
13日	白井若葉幼稚園	0.16	0.12	—
16日	宝幼稚園	0.12	0.22	—
15日	まどか幼稚園	0.09	0.13	—
12日	まこと南山幼稚園	0.11	0.21	—
13日	白井第一小学校	0.11	0.15	—
16日	白井第二小学校	0.13	0.25	—
12日	白井第三小学校	0.09	0.13	—
15日	大山口小学校	0.15	0.15	—
15日	七次台小学校	0.10	0.16	—
15日	清水口小学校	0.13	0.16	—
12日	南山小学校	0.22	0.15	—
7日	桜台小学校	0.13	0.14	—
1日	池の上小学校	0.18	0.13	0.13
14日	白井中学校	0.20	—	—
15日	大山口中学校	0.14	0.15	0.14
19日	七次台中学校	0.10	0.16	0.16
13日	南山中学校	0.18	0.16	0.15
7日	桜台中学校	0.17	0.16	0.15
15日	旧平塚分校	—	0.31	—
14日	下長ふれあい公園	0.17	0.30	—
14日	白井ピッコ広場	0.23	0.28	—
14日	下郷谷公園	—	0.20	—
13日	上人塚公園	—	0.19	—
14日	木子子供の遊び場	—	0.19	—
14日	下長殿子供の遊び場	—	0.22	—
12日	法目子供の遊び場	—	0.19	—
12日	神々廻子供の遊び場	—	0.26	—
13日	白井南外出子供の遊び場	—	0.24	—
13日	白井南外子供の遊び場	0.18	0.25	—
15日	所沢ふるさとの森	—	0.24	—
12日	神々廻市民の森	—	0.24	—
22日	宮ノ前公園	—	0.20	—
15日	平塚西地区子供の遊び場	—	0.23	—
15日	今井子供の遊び場	—	0.22	—
15日	中子供の遊び場	—	0.23	—
15日	名内子供の遊び場	—	0.20	—
7日	南園第一公園	—	0.14	—
14日	南園第二公園	—	0.13	—
12日	南園第三公園	—	0.13	—
13日	南園第四公園	—	0.13	—
13日	南園第五公園	—	0.15	—
14日	南園第六公園	—	0.15	—
7日	南園第七公園	—	0.16	—
1日	栄こどもひろば	—	0.19	0.18
1日	栄みどり公園	—	0.18	0.17
1日	栄きた公園	—	0.15	0.13
1日	栄みなみ公園	0.21	0.16	0.14
13日	溜公園	—	0.16	—
13日	根上児童公園	—	0.11	—
7日	富士ひよこ公園	0.14	0.17	—
13日	根上ふれあい公園	—	0.11	—
7日	富士開拓ひろば子供の遊び場	—	0.13	—
7日	富士自治会(さくら)子供の遊び場	0.13	0.12	—
7日	富士南園子供の遊び場	—	0.17	—
1日	富士西子供の遊び場	0.18	0.13	0.13
12日	(仮称)富士中予定地	—	0.19	—

測定日	場所	測定値(μSv/h)		
		砂場(5cm)	50cm	100cm
15日	中木戸公園	0.19	0.17	—
16日	大山口児童公園	0.12	0.19	—
19日	大山口北第一公園	—	0.15	—
16日	大山口北第二公園	—	0.14	—
15日	大山児童公園	0.11	0.15	—
14日	大山南公園	—	0.18	—
14日	大松児童公園	0.12	0.14	—
19日	二部山公園	—	0.24	—
21日	北の内公園	—	0.25	—
23日	軽井沢公園	—	0.10	—
21日	七次台児童公園	0.14	0.17	—
21日	七次第二公園	0.12	0.22	—
19日	二分山台公園	—	0.19	—
21日	野口台児童公園	0.26	0.21	—
21日	野口多目的広場	—	0.25	—
21日	矢ノ橋台公園	—	0.21	—
22日	矢ノ橋台北公園	—	0.21	—
19日	富塚公園	—	0.17	—
21日	村雨公園	—	0.17	—
19日	中木戸子供の遊び場	—	0.24	—
21日	中木戸市民の森	—	0.21	—
15日	清水口児童公園	0.15	0.13	—
14日	清水口西公園	—	0.17	—
16日	八幡児童公園	0.18	0.17	—
14日	けやき台公園	0.10	0.14	—
14日	けやき台多目的広場	—	0.24	—
19日	七次第一公園	—	0.20	—
14日	離山児童公園	0.16	0.10	—
13日	南山公園	—	0.26	—
13日	堀込第二児童公園	0.16	0.21	—
3日	居向児童公園	0.16	0.19	—
7日	北ノ下児童公園	0.15	0.25	—
12日	笹塚公園	—	0.22	—
7日	十余一公園	—	0.38	—
12日	十余一子供の遊び場	—	0.28	—
12日	清戸道東公園	—	0.26	—
12日	清戸道東第二公園	—	0.25	—
1日	一本桜公園	0.23	0.21	0.20
1日	二軒茶屋公園	0.22	0.21	0.23
7日	三本松公園	0.20	0.24	—
1日	柳堤公園	0.29	0.34	0.29
12日	谷清子供の遊び場	—	0.29	—
7日	池の上第一児童公園	0.15	0.18	—
1日	池の上第二児童公園	0.14	0.19	0.19
14日	堀込第一児童公園	0.22	0.14	—
14日	堀込西第一公園	—	0.21	—
1日	子持山公園	—	0.14	0.15
7日	草刈作第一公園	—	0.21	—
7日	草刈作第二公園	—	0.19	—
7日	草刈作第三公園	—	0.19	—
1日	白井木戸公園	—	0.21	0.21
1日	井戸作公園	—	0.16	0.15
7日	木戸公園	—	0.20	—
13日	白井市役所	—	0.25	—
14日	白井駅前センター	—	0.17	—
14日	西白井複合センター	—	0.15	—
1日	桜台センター	—	0.19	0.19
14日	白井コミュニティセンター	—	0.17	—
15日	公民センター	—	0.17	—
13日	富士センター	—	0.15	—
12日	文化センター	—	0.31	—
12日	福祉センター	—	0.39	—
13日	白井運動公園	0.15	0.23	—

※50cm、100cm測定値は各施設の代表点(中心部)のものです。

## 4.用語の定義

法	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法のこと。
除染	事故由来放射性物質による環境の汚染に対処をすること。
土壌等の除染等の措置	事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置のこと。
除去土壌	除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌のこと。
除去土壌等	除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物のこと。
除染等の措置等	土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分のこと。
汚染状況重点調査地域	特別措置法で定義されている用語。事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定することが必要な地域のこと。汚染状況重点調査地域の指定は、その地域の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上となることを要件とされている。なお、汚染状況重点調査地域の指定は環境大臣が行う。
除染実施計画	特別措置法で定義されている用語。汚染状況重点調査地域内の区域であって、法に基づく調査結果等から、事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるもの（1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上）について、除染等の措置等の実施に関して定める計画。都道府県知事又は市町村の長が策定する。
除染実施区域	除染実施計画の対象となる区域のこと。
除染実施者	除染等の措置等の実施者。除染実施区域においては、国、都道府県、市町村等が行います。また、所有者や管理者等に協力をお願いします。

内部被ばく	<p>飲食等などにより、身体内部に入った放射性物質から放射線を受けること。</p> <p>なお、身体の外側にある放射性物質から放射線を受けることを「外部被ばく」という。</p>
線量	<p>身体が放射線を受けた時の生物学的効果（人体影響）の度合を表す量。放射線への対策を目的とした措置を考える際に共通の尺度で評価するために使用される。</p>
シーベルト	<p>線量の単位。記号は「Sv」。</p>
ミリシーベルト	<p>シーベルトの千分の一を表す単位。記号は「mSv」。</p>
マイクロシーベルト	<p>シーベルトの百万分の一を表す単位。また、ミリシーベルトの千分の一を表す単位。記号は「<math>\mu</math>Sv」。</p>
空間放射線量率 （ $\mu$ Sv/h など）	<p>一定時間（通常1時間あたり）内の空間の線量のこと。</p>
追加被ばく線量	<p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故前から存在する放射性物質からの放射線による被ばくや医療行為によって生ずる被ばくを除いた被ばくによる線量のこと。</p>
毎時の空間放射線量率の目安は0.23 マイクロシーベルト	<p>放射線量が1時間あたり0.23 マイクロシーベルトの場合における年間の追加被ばく放射線量は1 ミリシーベルトにあたる。</p> <p>◎0.23 マイクロシーベルトの内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然界（大地）からの放射線量：0.04 マイクロシーベルト</li> <li>・事故による追加被ばく放射線量：0.19 マイクロシーベルト</li> </ul> <p>◎1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在するという生活パターンを仮定</p> <p>1時間あたり0.19 マイクロシーベルト×（8時間+0.4×16時間）×365日＝<u>年間1 ミリシーベルト</u></p>

# 白井市除染実施計画

平成25年1月

第2版

---

## 問い合わせ先

白井市環境建設部環境課 放射線対策室  
〒270-1492 千葉県白井市復 1123  
Tel 047-492-1111 内線 3278・3288  
Fax 047-491-3510  
ホームページ <http://city.shiroi.chiba.jp>